事　務　連　絡
令和８年 10 月 15 日

各（都道府県／市 町 村／特 別 区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（販売名：アクトヒブ）販売停止に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

Hib 感染症に対して行う定期接種は、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（以下「Hib ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。

Hib ワクチン（販売名：アクトヒブ）については、Hib ワクチンの製造販売業者から、令和８年 10 月 16 日に使用期限を迎える製品をもって当該製剤の販売を停止する旨の連絡があったことを踏まえ、Hib 感染症に対して行う定期接種に係る留意事項について、下記のとおりお示ししますので、各自治体におかれては、管下の医療機関に対する周知等必要な対応をお願いいたします。

記

Hib 感染症に対して行う定期接種について、Hib ワクチンを用いて当該予防接種を完了できないことが予め見込まれる者に対しては、「予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年３月 30 日付け健発 0330 第２号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第２の１（14）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該予防接種を完了することとして差し支えありません。その際、後から接種する五種混合ワクチンから見て、直前に接種する Hib ワクチンとの接種間隔が、添付文書等に定められたものとなるよう、必要な日数を確保する必要があることにご留意ください。